

役員及び評議員の報酬及び費用に関する規定

(目的)

この規定は、公益財団法人綿貫国際奨学財団の定款第15条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

本法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

(報酬等の支給基準)

報酬等は次の基準により支給する。

- (1) 役員等が会議等に出席した場合は、20,000円を支給する。
ただし、一日の会議等への出席回数にかかわらず、併給はしない。
- (2) 役員等を任期満了に伴い退任した場合は、在任期間にかかわらず、30,000円を支給する。
- (3) 役員等を任期途中で辞任した場合は、在任期間にかかわらず、20,000円を支給する。ただし、役員等を解任された場合は支給しない。
- (4) 前号(1), (2), (3)に規定する金額を支給するときは、源泉徴収額相当分を加算して支給する。
- (5) 役員等には、賞与を支給しない。
- (6) 報酬等は、常勤又は非常勤にかかわらず、同一の支給基準とする。

(報酬等の総額)

1. 理事の報酬等の各年度の総額は、700,000円を超えないものとする。
2. 監事の報酬等の各年度の総額は、200,000円を超えないものとする。

(公表)

この規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準を定めたものである。

(附則)

※なお、常務理事兼事務局長には、職員専任部分に対し、所定の金額を支払っております。